

●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年7月23日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦
同 山崎泰志

1 監査対象機関

総務企画課
企画調整課
財務課
財産契約課
計画課
浄水課
工務課
水質管理課
高松ブロック統括センター
中讃ブロック統括センター
西讃ブロック統括センター
東讃ブロック統括センター
小豆ブロック統括センター
広域送水管理センター

2 監査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 措置の内容

監査の結果（対象機関）		措置の内容
指導事項	文書の保存年限が適切な保存年限でないものがあった。	文書管理規程や文書分類表に定める保存年限を確認し、適切に運用する。また、令和8年度の文書分類表の見直しにおいて、永年保存となっていたものの一部を見直し修正した。
	振替伝票について、合議ができていなかった。	財務課においても会計事務検査を行い、令和7年度定期監査における指摘事項等の改善状況を確認した。 令和4年3月18日付け財務課長通知「令和4年度からの調定伺書及び振替伝票の合議について」を再確認し、所属職員に周知し、決裁ルートにある職員による確認を行うようにした。
	検収確認を正しく行わずに支出命令を行っていた。	調書作成時に検収員2名を確実に選任し、職員に周知徹底を図るとともに、複数人の職員による確認を徹底している。

請書、契約書に仕様書を添付していない。	今後は、契約時の提出書類等の確認を行い、再発防止に努め、複数人で確認をするようにしている。
業務継続計画が、策定時から更新されていなかった。	各センターがBCPのR7改訂を行い、運用している。また、今後の更新についても、異動に伴う参集人員や必要に応じて更新を行うこととしている。
MCA無線訓練について、訓練時の通信記録はあるが、訓練全体を通しての記録がなかった。	次回訓練時(R8年度)に本部計画課危機技術管理室が取りまとめを行い、結果について、掲示板等を利用し周知を行う予定としている。
事業体主催の訓練に参加しているが、訓練参加時の記録がない。	作成済みの訓練記録については確認を行った。次回訓練については、各センターで記録を作成することとした。記録については、共有フォルダ等を利用しセンター間の情報共有が出来る方法を検討している。